

令和7年度第2回庁議 会議録

[日 時] 令和7年4月24日（金）9時00分～10時00分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与、各部局長及び危機管理監

[代理出席者] 上下水道局総括次長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

（1）臨時議会提出議案について （関係部局）

（2）令和7年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について （各部局）

3 協議事項

（なし）

4 連絡事項

（1）第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について
（企画部）

（2）山林火災の報告について （消防本部）

5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、臨時市議会を5月8日に招集告示、5月15日に招集する。また、引き続いて6月議会も始まるので、遺漏のない対応をよろしくお願いします。

2 議題

（1）臨時議会提出議案について （関係部局）

臨時議会提出議案について説明をお願いします。

福祉部から、報告3件について説明。

報告第3号、「放棄した債権の報告」については、診療報酬返還金債権の未収

金のうち、回収不能であり時効期間の満了した債務者について、新居浜市債権管理条例第19条第1項第1号の要件に該当するため、令和7年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告する。報告第4号、「放棄した債権の報告」については、高額療養費返納金の未収金のうち、回収不能であり、時効期間の満了した債務者について、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第1号の要件に該当するため、令和7年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。

報告第4号、「放棄した債権の報告」については、生活保護法第63条に基づく返還金のうち、回収不能であり、相続人不明となった債務者について、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第6号の要件に該当するため、令和7年3月31日をもって債権の放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものである。

上下水道局から、報告1件について説明。

報告第6号「放棄した債権の報告」については、水道料金債権の未収金のうち、居所不明、債務者死亡などの理由から回収不能となり、時効期間の満了となった債務者 延べ90人について、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第1号により、令和7年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。

総務部から、報告1件及び追加提出予定の人事議案4件について説明。

報告第7号、「専決処分した事件の承認」については、令和7年度税制改正による「地方税法」等の一部改正に伴い、第1条で「新居浜市税賦課徴収条例」を、第2条で「新居浜市都市計画税条例」を、それぞれ一部改正する条例の制定について専決処分したことから、これを報告し、承認を求めるものである。

なお、この条例は、一部の改正規定を除き、4月1日から施行している。

次に、追加提出予定の議案については、「瀬戸内運輸株式会社取締役の推薦」「新居浜港務局委員会の委員の任命」「新居浜市監査委員の選任」、「新居浜市消防委員会の委員の委嘱」について、それぞれ議会の同意を求めるものである。

企画部からは、報告3件について説明。

報告第8号、「専決処分した事件の承認」については、「令和6年度一般会計補正予算（第9号）」を3月31日付けで専決処分したもので、歳入歳出ともに、4億8,118万9千円を追加し、補正後の予算総額を577億7,789万円とするものである。

次に、報告第9号、「令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第5号)」を3月31日付で専決処分したものである。

次に、報告第10号、「令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を3月31日付で専決処分したものである。

(2) 令和7年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)

令和7年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について変更点の説明、指示事項及び質疑。

企画部

指摘事項

- ・タウンミーティング時に長期総合計画についてのアンケート等の整理をお願いしたい。
- ・新居浜南高校のユネスコ部等語り部の育成についても今後の課題としてとらえていただきたい。

文化スポーツ局

変更点の説明

- ・体育施設の計画的整備に効果的な活用を追加
- ・あかがねミュージアム開館10周年のイベントについて

総務部

変更点の説明

- ・総務課、人事課、契約課の3課を各課1項目となるよう追加

福祉部

変更点の説明

- ・介護福祉課の「所管施設の再編など方向性の検討」を追加

こども局

指摘事項

- ・新居浜市の現状を把握し、四国で1番の子育て支援を目指すため、他市との比較表の作成をまとめていただきたい。

市民環境部

変更点の説明

- ・市民課のマイナンバーカードの項目を窓口混雑緩和の推進に変更

経済部

変更点の説明

- ・にいはま営業本部について項目追加。KPI等については本部会決定

建設部

変更点の説明

- ・都市計画課の滝の宮公園のリニューアルの計画的な推進を項目削除

教育委員会

変更点の説明

- ・部局執行方針の変更

指摘事項

- ・ラーケーションについて、市内統一した事務処理の方法を検討依頼。

重要事業及び懸案事項の進捗状況報告については、四半期を目途に報告をお願いする予定。他の事業も含め、常にスピード感を意識して、進捗管理を行っていただきたい。

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について

(企画部)

企画部より、「第六次新居浜市長期総合計画の見直し作業」の取組状況について連絡。

前回、第1回の庁議において、中間見直しの大まかな作業内容、スケジュール、体制等について説明。

また、見直し作業の進捗状況等については、随時、この庁議の場において、報告し、必要に応じて協議をすることとしている。

今回の庁議では、2点について連絡。

1点目、今後、各種会議等において、具体的な見直し検討作業を進めていくための基礎資料として、まずは各担当課において、「施策見直し検討シート」というものを作成するよう、庶務担当会議で依頼を行った。

2点目、今後、庁内に見直しの「作業部会」を設置する予定であり、関係部局に委員の推薦の依頼を行う。

5月下旬には、作業部会の活動を開始したいと考えているので、ご理解、ご協力をお願いする。

(2) 山林火災の報告について

(消防本部)

今治の山林火災の現地対応から得られた避難場所の選定、避難環境の整備、長期避難対応、長期避難者の健康対応や宿営地の提供と施設保全などの教訓について、関係部署での事前準備・認識共有が求められることから、各部局での具体的な対策・検討をお願いする。